

## 1 厚生労働大臣が定める支援費基準の基本的考え方

支援費は、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において、市町村長が定める基準によることとされている。

この厚生労働大臣が定める基準の具体的な設定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりである。

各居宅生活支援及び各施設訓練等支援ごとに、当該サービスに通常要する費用を適切に評価した基準とすること。

障害者の地域生活の推進を評価するような基準とすること。

施設訓練等支援費は、重度障害者や重複障害者が適切にサービスを利用できるよう、障害程度区分に応じて格差を設けた基準とすること。

居宅生活支援費のうち、デイサービス、短期入所及び知的障害者地域生活援助に係る支援費基準についても、障害の程度を考慮した基準とすること。

居宅生活支援及び施設訓練等支援を担う事業主体において、安定的かつ効率的に事業運営が行えるような基準とすること。

同一のサービスであれば、設置主体にかかわらず、同一の支援費基準とすること。

居宅生活支援及び施設訓練等支援に必要な人件費等の水準が同じような地域ごとの基準とすること。

利用者や事業者などにわかりやすく、簡素で合理的な基準とすること。

支援費基準の具体的な設定に当たっては、現行の措置制度からの円滑な移行に十分配慮すること。